

平成 24 年度第 2 回日本実験動物医学会理事会議事録

日時：平成 24 年 9 月 14 日（金）16：00～17：00

場所：岩手大学 会議室 2

出席者：安居院、池田、笠井、久和、黒澤（以上理事）、中井（監事）

欠席者：有川、三好（以上理事）、八神（監事）

議題

1. 日本獣医学会への対応について

- ・ 公益社団法人化への対応

獣医学会の公益社団法人化により分科会の会計も獣医学会と連結され獣医学会の監査を受けることになる。これに対応するため JALAM を任意の団体とする案が提示され、審議を行ったが結論が出ず継続審議とすることとした。

- ・ 総会及び学術集会が秋期のみになることへの対応

平成 26 年度から獣医学会に合わせ総会を 9 月に開催する。会計年度も獣医学会に合わせ 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日に変更する。そのためには平成 25 年度は 9 月に総会を開催し、平成 25 年度 7 月 31 日までの会計報告、会務報告等を行う。理事の任期は半年延長し、平成 26 年 9 月までとする。従って次回選挙は平成 26 年 7～8 月に行う。

2. 実験動物法規等検討委員会委員長の選任について

前回理事会で推薦された 5 名の候補者について会長が受諾の可否を問い合わせたところ 2 名の候補者が辞退した。残る 3 名の候補者から審議の結果、下田耕治会員（慶応義塾大）を委員長とすることが決定された。

3. 規程等の改定について

- ・ 会則 - 資料 1 の通り改定案が承認された。平成 25 年度総会に議題としてかける。
- ・ 選挙細則 - 資料 2 の通り改定案が承認された。
- ・ 理事会運営細則 - 資料 3 の通り改定案が承認された。会則の変更が総会で承認された場合有効となる。会則の変更が総会で不承認となった場合は廃案とする。

4. 20 周年記念事業について

第 155 回獣医学会会期中に都内で行うこととなった。概要は、ACLAM、ECLAM、KCLAM から代表者を招聘しシンポジウムを行い、シンポジウム終了後懇親会を行う。黒澤理事が計画の責任者として指名された。

5. 「外部からの依頼への対応に関する申し合わせ（仮題）」の策定について - 資料 4 の通り申し合わせ案が承認された。

6. 事務作業の外部委託と会費値上げについて

池田会計担当理事から提案されたが、JALAM 自身が獣医学会分科会として獣医学会に

組み込まれることになるか、任意の団体として活動して行くことになるか定まらないので、この件については本会の方針が定まってから再度審議することとした。

7. 第 47 回日本実験動物技術者協会総会におけるシンポジウムの共催について
第 47 回日本実験動物技術者協会総会会長、武智眞由美氏より会期中に行うシンポジウム共催の申し入れがあり、ML 会議において審議の結果、共催を受諾することに決した。更に武智会長より、シンポジウムの座長を推薦して欲しいとの依頼があり、審議の結果、黒澤理事を推薦することとなった。
8. その他
特になし。

報告事項

池田会計担当理事より下記の報告があった。

- 1) 会員動向
- 2) 予算進捗状況

前回理事会から今回理事会までの間に ML で下記の審議を行い、下記の通りに決した。

1. 事務局に下記集会世話人より下記集会の周知を依頼された件について審議を行った。審議の結果、事務局から公的に会員に周知するには不適切な集会であるとの結論にいたり、事務局からの周知は行わないこととした。

ゼロベースからの対話・意見交流会

～関係者から実験動物/動物実験の“今”を聞き、法制度のあり方を考える～

2. 第 47 回日本実験動物技術者協会総会会長、武智眞由美氏より会期中に行うシンポジウム共催の申し入れがあり、ML 会議において審議の結果、共催を受諾することに決した（上記第 7 議案参照）。

日本実験動物医学会会則 (改定案)

(名 称)

第1条 本会は日本実験動物医学会 [Japanese Association for Laboratory Animal Medicine (JALAM)] と称する。

(目 的)

第2条 本会は実験動物の健康・医学ならびに福祉に関する研究、教育の推進、及びその普及を目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 研修、教育に関する事業
- (3) 会誌の発行
- (4) 関係諸機関、関係諸学会との情報交換連絡
- (5) 会員相互の連絡
- (6) その他必要と認められる事業

(会 員)

第4条 本会員は、日本獣医学会会員で、本会の趣旨に賛同する個人とする。

2. 本会に入会しようとする者は、本会員2名の推薦及び年会費を添えて事務局に申し込む。

(会 費)

第5条 会員は本会を維持するために年会費を納入する。

2. 年会費は前納とし、額は別に定めるところとする。
3. 年会費を3年以上滞納した会員は、本会を退会したものとする。

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事 若干名
 - (2) 監事 2名
2. 役員任期は3年とし、再任を妨げない。

(役員を選任)

第7条 理事は会員の選挙により選出し、総会で任命する。選挙細則は別に定める。

2. 理事は互選により会長及び副会長を選任する。
3. 会長は追加で若干名の理事を指名できる。
4. 監事は理事会が会員より選出し、総会で任命する。ただし理事は監事を兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

2. 理事は理事会を組織し、本会運営の重要事項について審議する。
3. 理事会は庶務、会計、会誌発行、各種集会や会議の開催等の会務を執行する。
4. 理事会は必要に応じて各種委員会を設置することができる。
5. 理事会の運営細則は別に定める。
6. 監事は本会の業務及び会計の執行について監査する。

(総会)

第9条 総会は毎年1回開催する。但し、会長または理事の過半数が必要と認めたときは、臨時にこれを開くことができる。

2. 総会は会長が召集し、その議長となる。
3. 総会は会員の5分の1以上の出席及び委任状の提出により成立し、出席者の過半数の賛成によって議決する。

第10条 総会は次の事項を審議し、決定する。

- (1) 事業報告および決算
- (2) 事業計画および予算
- (3) 役員等の選任および解任
- (4) 会費の金額および徴収方法の決定、変更
- (5) 会則の変更
- (6) その他の必要事項

(会計)

第11条 本会の会計年度は、毎年2月1日より1月31日とする。

2. 本会の経費は会費、寄付金およびその他の収入を持ってこれに当てる。

(附則)

本会則は平成5年4月1日より施行する。

本会則は平成8年4月1日より施行する。

本会則は平成17年4月1日より施行する。

本会則は平成20年4月1日より施行する。

本会則は平成24年4月1日より施行する。

本会則は平成25年4月1日より施行する。

現行

第7条

改定案

第7条 (追加)

3. 会長は追加で若干名の理事を指名できる。

日本実験動物医学会理事選挙細則 (改定案)

(選挙管理委員会)

1. 選挙に関する一切の事務処理および管理のために選挙管理委員会(以下委員会)を設ける。
2. 委員長は会員のなかから会長が委嘱する。委員会の構成は委員長1名と委員若干名とし、委員は委員長が推薦し会長が委嘱する。
3. 選挙の実施要領については、選挙の都度委員会が定める。

(資格)

4. 被選挙人資格は、選挙実施年度の会報に掲載された4月1日現在の会員とする。
5. 選挙人資格は、選挙実施年度の会報に掲載された4月1日現在の会員とする。

(候補者)

6. 選挙管理委員会は正会員の自薦、他薦により立候補者を決定する。他薦の場合は、選挙管理委員会は被推薦者の意志を確認する。

(投票および開票)

7. 投票は候補者の3名以内連記とし、直接無記名選挙で郵送ないし電子的に行う。ただし、同一名の連記は1名とみなされる。
8. 開票は委員会により投票受付終了後7日以内に行う。委員長は、投票結果を会報その他の手段によって速やかに公表する。

(当選)

9. 理事会は投票結果を受けて得票数の多い順に7名の当選者を決定する。なお、同数得票者によって7名を越えた場合は、同数得票者について選挙管理委員長が行う籤引きによって当選者を決定する。

(付則)

10. 本細則の改廃は理事会の決定による。
本細則は平成5年4月1日より実施する。
本細則は平成16年4月4日に一部改正した。
本細則は平成24年9月14日に一部改正した。

現行

(投票および開票)

6. 投票は選挙実施年度の4月1日現在の会員の3名以内連記とし、直接無記名郵送により行う。ただし、同一名の連記は1名とみなされる。2投票用紙、投票用封筒は、選挙告示とともに、選挙人および被選挙人名簿(選挙実施年度の4月1日現在会員名簿)掲載会報に挟み込み会員に送付する。

改定案

(追加)

(候補者)

6. 選挙管理委員会は正会員の自薦、他薦により立候補者を決定する。他薦の場合は、選挙管理委員会は被推薦者の意志を確認する。

(投票および開票)

7. 投票は候補者の3名以内連記とし、直接無記名選挙で郵送ないし電子的に行う。ただし、同一名の連記は1名とみなされる。

理事会運営細則 (改定案)

1. 理事会は日本実験動物医学会会則において定められたことのほか、本細則に基づいて運営される。
2. 理事会の構成は選挙で選出された7名と、会長指名理事（3名以内）の計10名以内とし、理事会に下記担当理事をおく。
 - (1) 庶務
 - (2) 会計・事務局
 - (3) 渉外
3. 会長が必要と認めたものは理事会への出席を求める事ができる。ただし議決権はない。
4. 理事会は毎年2回以上開催する。
5. 本細則の改廃は理事会の議決による。

本細則は平成5年4月1日より実施する。

本細則は平成17年4月15日より実施する。

本細則は平成25年4月1日より実施する。

現行

2. 理事の構成は7名とし、各理事は会長を除き次のいずれかの業務を担当する。
 - (1) 庶務
 - (2) 会計
 - (3) 渉外

改定案

2. 理事会の構成は選挙で選出された7名と、会長指名理事（3名以内）の計10名以内とし、理事会に下記担当理事をおく。
 - (1) 庶務
 - (2) 会計・事務局
 - (3) 渉外

外部からの依頼への対応に関する申し合わせ（案）

平成24年9月14日
日本実験動物医学会理事会

外部の諸団体ならびに個人から、会員への周知や本会ホームページへの掲載の依頼があったときの対応として下記の通り申し合わせる。

受け付けるもの

1. 行政機関からの依頼（法改正・説明会・通達・他）
2. 学術団体・学会等（地方の研究会も含む）からの依頼
3. 大学および公的な研究機関からの依頼
4. 実験動物関連団体（日動協・実動協・機材協・他）からの依頼

受け付けないもの

1. 商業利用の案内（セミナー・展示会・書籍等）は、基本的には受け付けない。
ただし会員に極めて有用と思われる内容の場合は、理事会の承認のもとに受け付ける。

判断に苦しむ場合は、躊躇わず理事会の審議に回すこと。

この申し合わせの改廃は、理事会において行う。